

市セ要第4-115-2号  
令和4年8月10日

日本共産党鹿児島市議団  
団長 たてやま 清隆 様  
副団長 大園 たつや 様  
幹事長 園山 えり 様

鹿児島市長 下鶴 隆央



晩夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

かねてから本市行政に対してご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

先般お寄せいただきました「世界平和統一家庭連合(旧統一協会)系の団体行事(ピースロード)の後援を取消し、今後は名義後援しないことを求める緊急の要請」の件につきまして、次のとおり回答いたします。

1. ①について

令和3年度及び令和4年度(令和4年度は8月3日付けで後援を取消し済。)

②について

別紙1のとおり(令和4・3年度分)

③について

令和4年度につきましては、令和4年5月26日に後援承認申請書の提出があり、同年4年6月13日に後援承認通知書を送付しました。

令和3年度につきましては、令和3年6月9日に後援承認申請書の提出があり、同年3年6月17日に後援承認通知書を送付しました。

④について

本市の後援の承認条件及び承認基準(別紙1の申請書の裏面に記載)を説明し、イベントの趣旨及び内容を確認しました。

⑤について

本市が行ったのは令和4・3年度分共に「行事の後援承認」のみです。

⑥について

別紙2のとおり（令和4・3年度分）

⑦について

構成につきましては別紙1「Peace Road 2022 in 鹿児島実行委員会 役員名簿」、  
所在につきましては申請者住所のとおりです。

⑧について

別紙2のとおり（令和4・3年度分）

（お問い合わせ先） 総務部総務課 099-216-1125

2. について

今回の後援は、本年8月3日付けで取消しを行っております。

今後の後援につきましても、後援の要領に基づき、同団体が行う行事等については、「承認はしない」としてまいります。

なお、今回の件を踏まえ、今後の後援承認に当たっては、主催者、共催者を含む団体の活動内容や構成メンバー等の実態把握に努めるなど、慎重に後援の可否を判断してまいります。

（お問い合わせ先） 総務部総務課 099-216-1125

3. について

市消費生活センターにおいては、消費生活相談員が消費者から様々な消費者苦情等に関する相談を受け、その解決のために必要な助言等を行っており、これら相談のうち霊感商法による被害につきましても消費者契約法を踏まえ、相談者に対して丁寧な説明や助言等を行っているところです。

このほか、消費者被害未然防止の取組として消費生活出張講座やパネル展などの啓発をはじめ、地域消費者サポーターの育成等を行っており、様々な機会を捉えて消費

者被害の未然防止に取り組んでいます。

引き続き、適切な消費生活相談や啓発に努めてまいります。

(お問い合わせ先) 消費生活センター 099-808-7512